

私道の寄附受納基準

令和3年6月18日 道路管理課長決裁

1. 総 則

私道の寄附受納基準を以下のとおり定める。

2. 受納基準

私道の寄附受納について、次の各号のいずれにも該当する場合、受理することができる。ただし、その他に事情のある場合はこの限りではない。

- ① 私道の起終点が、道路法上の道路又は開発行為により築造され沼津市が帰属を受けた道路に接続していること。ただし、袋路状道路は除く。
- ② 道路構造令及び沼津市開発許可指導技術基準にある道路整備基準に基づいた構造で道路が整備されていること。
- ③ 幅員は4 m以上で、すみきりが両側にあること。ただし、幅員6 m以上で歩道が整備されている道路に接続する場合のすみきりの構造については、道路管理課と協議をすること。
- ④ 側溝が両側に完備されていること。なお、側溝の形態・構造については道路管理課と協議をすること。
- ⑤ 道路敷地の境界が明確であること。
- ⑥ 道路敷地の分筆登記が完了していること。
- ⑦ 道路敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ⑧ 道路敷地の所有権について、相続登記が完了していること。
- ⑨ 道路としての用途以外の、特定の目的に使用されるものでないこと。

3. 事前協議

当該申請者は申請に先立ち、道路管理課と事前協議すること。